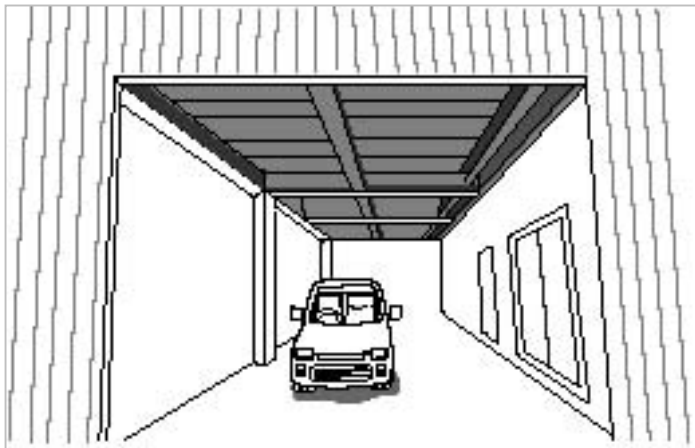


【令和6年度】

既存建築物吹付けアスベスト対策 補助事業のご案内

千葉市では、吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが施工されている建築物の所有者等を対象に、その除去等に要する費用の一部を補助します。

※本事業では、アスベスト対策として緊急性の高いものを補助の対象としており、アスベストを含有するひる石吹付け材、パーライト吹付け材、保温材、そして屋根や壁等に使用されている成形板等は、通常の状態では飛散するおそれのないものとして国土交通大臣が定めていることから（平 18 国交告第 1172 号）、補助の対象とはしていません。

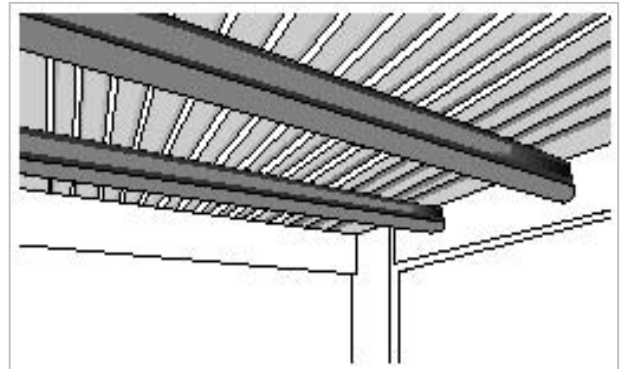


なお、既存の建築物を増改築する場合、吹付けアスベスト等を除去すること等が、建築基準法の改正により、義務付けられました。

除去等を実施する前に、

必ず交付申請の手続きを行ってください。

交付決定よりも前に着手した場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。



千葉市 建築指導課

除去等に対する補助

受付期間:令和6年5月1日(水)から5月31日(金)まで

募集件数:1件

※申請件数が募集件数を超えた場合は抽選になります。

事前調査又は分析調査の結果、**吹付けアスベスト**又は**アスベスト含有吹付けロックウール**(以下、吹付けアスベスト等と表記する)であることが確認され、除去等を行う場合、その費用の一部を補助します。

本事業では、アスベスト対策として緊急性の高いものを補助の対象としており、アスベストを含有するひる石吹付け材、パーライト吹付け材、保温材、そして屋根や壁等に使用されている成形板等は、通常の状態では飛散するおそれのないものとして国土交通大臣が定めていることから(平18国交告第1172号)、補助の対象とはしていません。

(1) 補助対象建築物

市内にある建築物のうち、吹付けアスベスト等が施工されている建築物。

ただし、次のいずれかに該当する法人等が所有する建築物は除く。

- ・従業員300人及び資本金3億円を超える企業
- ・独立行政法人
- ・国や県等による補助金等の交付を受けているもの 等

※解体予定の建築物も対象となります。

(2) 補助対象者

補助対象建築物の所有者又は所有者から委任された者

(3) 補助額

除去等に要する費用の3分の2以内。ただし、1棟当たり100万円を限度とします。

※1補助事業者あたり1棟までとします。

除去等とは・・・

【除去】吹付けアスベスト等を除去する工事

※耐火性能が要求されている吹付けアスベスト等を除去した場合は、当該性能を回復する工事を含む

※建築物の解体に伴う吹付けアスベスト等の除去を含む

【封じ込め】吹付けアスベスト等に飛散防止剤を吹付け又は含浸させて、アスベストの粉じんが飛散することを防止する工事

【囲い込み】アスベストの粉じんを透過させない建材で吹付けアスベスト等を囲い、人が出入りする空間にアスベストの粉じんが飛散しないようにする工事

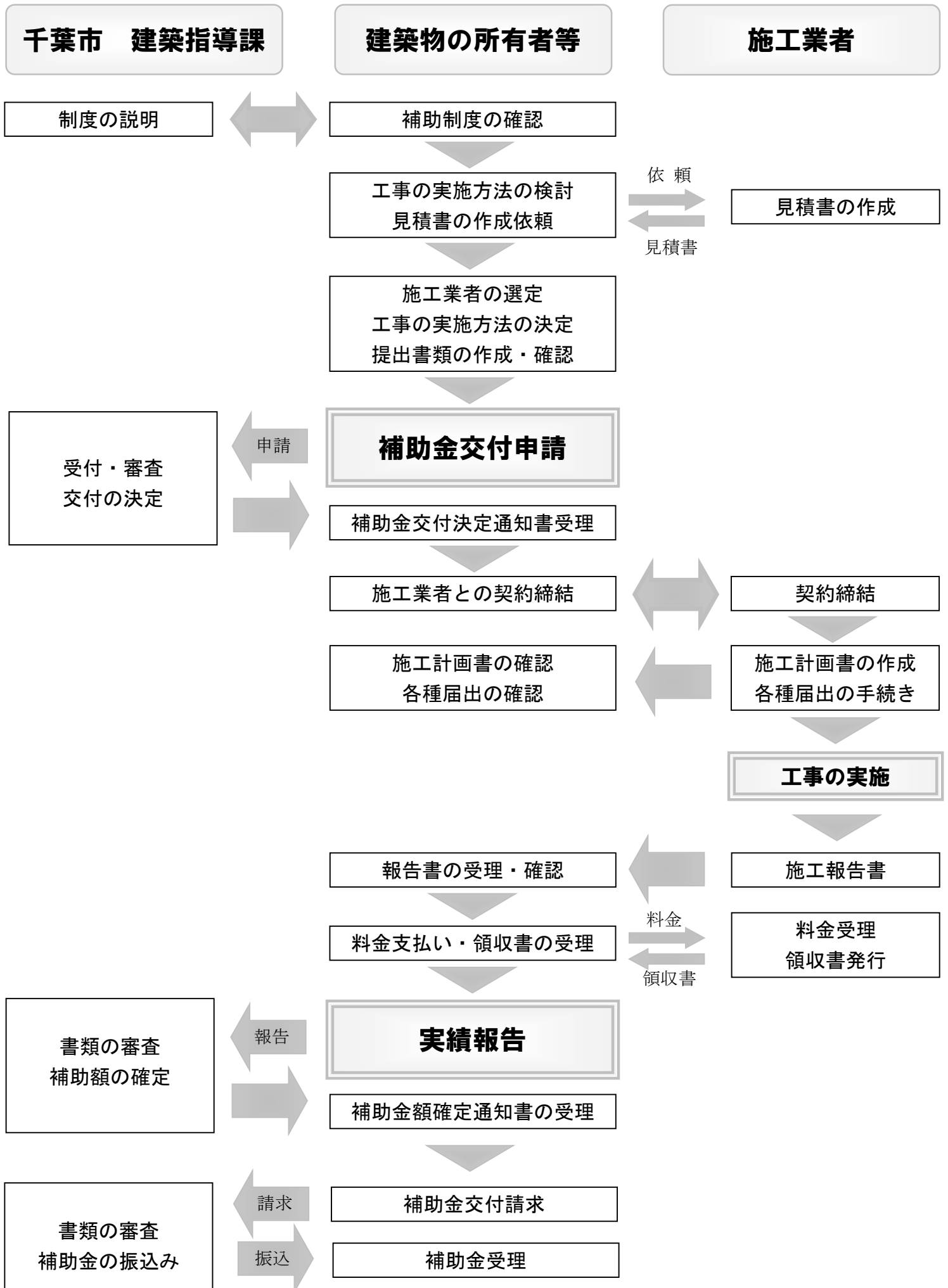
※囲い込みの措置の行われた建築物を除く

除去等については、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施してください。

交付申請受理後、交付決定までは2～3週間を要します。関係法令に係る手続きや施工計画書の作成等の期間を考慮し、余裕をもって申請してください。

建築基準法による耐火性能が求められている吹付けアスベスト等を除去した場合、その機能回復は適切に実施してください。

◆手続きの流れについて



◆提出書類について

交付申請するとき

【共通】	1	補助金交付申請書（様式第2号）
	2	分析調査結果報告書又は事前調査報告書
	※3	建築物の登記事項証明書（申請者が分譲マンションの場合、建築物の所在地、名称が確認できるもの）
	※4	建築物の位置図（1/2, 500以上、区域を赤色で表示）、配置図及び平面図（吹付けの場所を表示）
	※5	現況写真 ①建築物の外観 ②吹付け材が施工されている場所の全景 ③綿状の吹付け材であることが確認できる写真（接写）
	※6	滞納無証明書又は個人情報確認同意書 ※申請者が区分所有建築物の管理組合の代表者の場合は省略
	※7	建築基準法に基づく検査済証の写し又は交付されていることが確認できる書類
	8	見積書（写し）※2社以上
	9	アスベスト対策工事概要書
	10	資金計画書
	11	建築物石綿含有建材調査者が実施計画の策定を行うことが確認できるもの
【共有の場合又は所有者と申請者が異なる場合】		
・委任状		
【申請者が分譲マンションの場合】		
・総会で決議された旨を証明する決議書 等		
※【申請者が法人の場合(分譲マンションは除く)】		
・法人に係る現在事項全部証明書 等 (資本金額、従業員数、補助対象建築物の所在地が確認できるもの)		

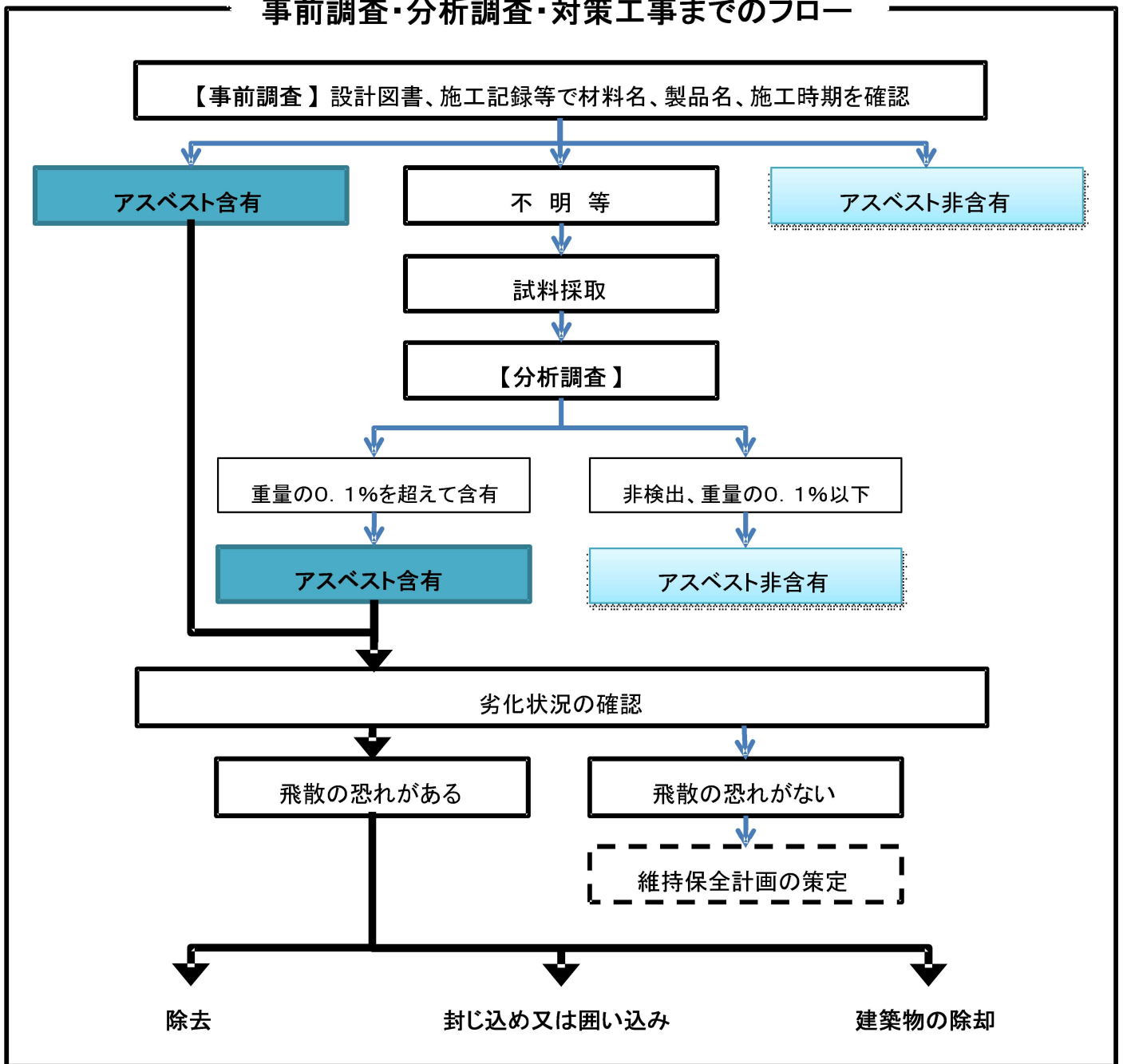
※：分析調査費の補助を受けた年度と同じ年度に申請する場合は不要

工事が完了したとき

1	実績報告書（様式第10号）
2	施工計画書（写し）
3	各種届出書（写し）
4	施工報告書（工事記録写真、粉じん濃度測定結果、廃石綿等を適正に処理したことが確認できる書類等）
5	契約書（写し）
6	請求書（写し）、領収書（写し）及び支払内訳書（写し）
7	補助金交付請求書（様式第13号）
8	振込依頼書（分析調査の補助を受けた場合は不要）

- ①本事業で使用する印鑑は、すべて同じものを使用してください。
- ②市からの補助金交付決定後に、施工業者と契約を締結してください。
- ③交付決定日から60日以内かつ当該年度の2月末日までに実績報告を提出してください。

事前調査・分析調査・対策工事までのフロー



千葉市 建築指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所新庁舎低層棟4階

TEL : 043-245-5836 FAX : 043-245-5887

千葉市 アスベスト補助

